

議 長 日程第6「一般質問」に入ります。

一般質問は通告順に行います。受付番号第1号、田代実君の一般質問を許します。登壇願います。

5 番 田 代 ただいま、議長の許可をいただきましたので、一般質問をさせていただきます。受付番号第1号、質問議員、第5番 田代実。

件名、災害に強い広葉樹植栽のため、急傾斜地の農振農用地指定解除を！。

要旨。7月上旬に、土砂災害警戒区域等指定予定箇所図が、県から地権者へ送付されました。今後、松田町への意見照会の後に、土砂災害警戒区域に指定されます。これは、土砂災害防止法に基づき、安全性を高めるための指定です。この指定箇所には、農振農用地の段々畑が含まれており、作業効率が悪いため、大半が荒廃地となっておりますが、農地以外の用途への転用は原則、農振法の規定で許可されません。この急傾斜地には、災害に強い広葉樹を植栽するなど、転用すべきと考えます。

そこで、町長にお伺いします。松田町と同様の課題を抱える市町村と連携して、農振農用地を担当する県に対し、指定解除について強く要請できないでしょうか。以上のとおりです。よろしくお願いします。

町 長 それでは、田代議員の御質問にお答えをいたします。結論から申しますと、おっしゃるとおりにはこれは要望していきたいというふうに考えております。ただ、回答させていただきます。

まず、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律、通称土砂災害防止法とは、土砂災害から国民の生命及び身体を守ることを目的に、土砂災害が発生するおそれがある土地の区域を明らかにし、警戒避難体制の整備を図るなどのソフト対策を推進するための法律でございます。

議員御指摘のとおり、今回指定が予定されている土砂災害警戒区域等においては、確かに農業振興地域農用地、いわゆる農振農用地と重なる箇所が複数箇所存在することを確認しております。本来であれば、農振農用地の除外に当たっては、農業振興地域の整備に関する法律、通称農振法の第3条第2項に定める5つの、5要件と言われるものを全て満たし、おおむね5年ごとに行われる総合的な見直しにおいて、基礎調査等を実施した上で、2年ほどの時間をかけ

て手続をとることが基本となります。この手続の中で、砂防法や地滑り等の防止法など、一部の法律において定められた、安全面で支障のある土地は農地法の設定と趣旨が両立し得ないと判断され、農業地域や農用地区域に含めないことが規定されております。しかし、土砂災害防止法については、法の趣旨が現状の危険個所の除去を求めるものではないために、土砂災害警戒区域等は農用地区域に含めない土地とはならないということになっております。

これまでも、本件と類似する案件として、内閣府が進める地方分権改革の提案募集において、山林、原野化した耕作放棄地の農用地区域からの除外を、簡易的に農用地利用計画の軽微な変更で取り扱われるように検討されていた経過もございますが、結論といたしましては、最も時間的・事務的負担が大きい基礎調査の必要はないということが示されたものの、都道府県の同意や公告、閲覧といった手続は省略できないことが確認されております。

ただ、今回の議員の御指摘の趣旨は、農用地区域の解除がされない中で、農地としての運用も困難な土地が、農用地指定があるがゆえ、例えば森林活用への可能性を絶たれ、適正な土地の管理が行われず、防災上等の問題が生じることとなることへの懸念であるというふうに理解をしております。

今回指定される予定の土砂災害警戒区域等については、そのことをもって農振除外を即時に可能とするものではございませんが、通常の除外手続における確認すべき5要件のうち、最も肝要となる代替性、必要性の理由としては、今回の警戒区域指定が後押しになる可能性がございますので、このたびの土砂災害警戒区域等の指定に当たり、他市町村に投げられている県からの意見照会において、これら現状の、現場の状況を回答することで県の理解を得られるよう、近隣の自治体と一緒に働きかけてまいりたいというふうに考えています。今後は、一部除外が土地利用の虫食い状態を生むことを防ぐなど、ほかの4要件についても注意する必要があると思いますが、現状をよく把握した上で町の農業振興地域整備計画が実態に、より即したものとなるよう見直しを図っていき、必要と判断されれば総合的な見直し時期に速やかに変更できるよう、あらかじめ準備を進めてまいりたいというふうに考えております。

農業振興地域制度は、優良農地の確保と、農業を振興するため、全国統一的

な非常に高い目標を掲げており、超えるには厳しい課題や条件がございますが、本町ではこれまでも、時代の変化に応じた取り組みを推進してまいりました。今後につきましても、農業の健全な発展はもとより、住民の安全の確保や環境保護がバランスよく実現し、水源涵養などの観点から森林保全が図られるよう知恵を絞り、農林業の健全な発展に取り組んでまいりたいというふうに考えておりますので、御理解のほどよろしく願いを申し上げます。以上でございます。

5 番 田 代 初め、冒頭、前向きの回答を町長からいただきまして、ありがとうございます。また、この一般質問の回答書につきましても、一つ一つ丁寧な記載されておりまして、もっともな回答、本当にありがとうございます。ただ、若干分からないことがありますので、再質問ということでさせていただきます。今回の質問につきまして、私、松田地区出身なので、松田山と神山、松田地区に関して絞り込んだ質問ということで、具体的な内容、計数等の詳細数値は担当課長から、あとは肝の部分ですね、総括的な内容は町長にお伺いするという二本立てで、若干質問をさせていただきます。

まず1点目、私のうちも、この予定箇所について、指定されたものが送られた農家です。その資料によりますと、地権者に送付された後に、県から町へ意見照会ということになってます。ただ、この回答文で見る限りは、まだ意見照会を書いてないような状況なんですけれども、この県とのやり取りについて、県から意見照会が来たかどうか。それと、回答はいつごろまでお出しされるのかと、これについて課長にお伺いいたします。

観 光 経 済 課 長 ただいまの御質問でございます。指定に係るスケジュールであります。所管されます県のほうに問い合わせたところ、11月、12月ぐらいにですね、市町村への意見照会を予定されております。また、指定につきましては年度内という、1月以降に指定をするというふうに伺っております。

5 番 田 代 12月までに照会があつて、その後、町長の意見書をお出しすると。それで3月末までに指定されると、このようなことでよろしいですね。はい、分かりました。

それでは1つ、まず伺いたいのが、松田山地区で、松田地区です。神山と松

田山です。この場合、今回の土砂災害警戒区域の指定、全部で何ヘクタールぐらい指定されるのか。分かる範囲で結構です。何か所で何ヘクタールぐらいかということをお願いいたします。

観 光 経 済 課 長      ただいまの御質問でございます。松田地区におきまして、箇所数としては、箇所数はですね、ちょっと押さえ切れておらないんですが、90ヘクタール、こちらにつきましては県のほうに問い合わせたところ、平成28年に一度指定している面積でございます。今回の面積を問い合わせたところ、今回は面積の算出をしていないということを踏まえまして、平成28年度の数字となります。

5 番 田      代      前回、28年度で90ヘクタールと。今回新たに増えたけれども、それは分からないと、そういうことでよろしいわけですね。はい。

副      町      長      ちょっと補足させてください。前回はですね、土石流についての指定だと思っています。今回は、急傾斜地の崩壊地についての指定だというふうに理解しております。今、面積言いましたが、箇所数について私のほうからちょっと御報告させていただきます。土石流のですね、まず土石流のほうからさせてください。町全体で58か所。松田地区については20か所。その内訳として、惣領地区が7か所、庶子地区が9か所、神山地区が4か所、それと寄地区が38か所となっております。また、その中でですね、今言ったのが、よく黄色で示されたイエローゾーンというところですね。その中でまた、特に特別警戒区域、レッドゾーンというのがございます。その内訳を申しますと、町全体では58か所中30か所。町内においては12か所、寄については18か所あります。それと、今度急傾斜地のほうです。今回、田代議員のほうに通知が行ったところの急傾斜地についてはですね、町全体で44か所です。町内につきましては20か所。それと寄地区については24か所となっております。町内の内訳ですが、惣領地区が8か所…（「いいです。」の声あり）あ、いいですか、はい。

5 番 田      代      どうも、副町長、件数ありがとうございます。今の解釈ですと、前回は主に土砂災害ということで、今回は逆に新しく農地が含まれたと。急傾斜で、県の説明だと30度以上で、5メートルぐらいの落差、そういった農地を今回含まれたように、私は今、理解しました。当初は平成12年に広島災害、これで土石流の関係が指定されて今日に至っているんですけども、今回やっぱり農地にそ

ういった網がかぶったということが、私の一般質問の論点です。

そこでお伺いしたいのが、今、90ヘクタールぐらい、町内が指定されたというんですけども、松田の農振農用地、松田地区の農振農用地が何ヘクタールあって、その中で今回指定された箇所、何か所ぐらいあるのか。面積が分かれば、面積までお願いしたいと。松田地区の農振農用地の面積、今回の危険指定箇所に指定された箇所、面積が分かれば併せてお願いしたいということで、これは担当課長お願いします。

観光経済課長　まず1点目でございます。松田地区の農振地域農用地、こちらの面積ですが、43.6ヘクタールでございます。続きまして、先ほどの土砂災害警戒区域と重複する箇所、農振用地、図上でございますが確認をさせていただきまして、こちらについては13か所でございます。3点目、最後、面積ということでございますが、こちらにつきましては神奈川県の方にもいろいろ問い合わせ、ちょっと情報がなかなかいただけない部分もございます。面積については、申し訳ございません、出ておりません。以上です。

5 番 田 代　ただいま、松田地区の農振農用地、43.6ヘクタール。それで、土砂災害の今回指定されたところが13か所ですか。面積は分からないと。農用地指定、地番指定です。うちの場合の畑で言いますと、たしか10から20の間ぐらいかな。10アールから20アールぐらいが、この急傾斜地に指定されてます。それを一つの基礎数値として、あくまでも予想ですけども、13か所。10アールだとすると1.3ヘクタール。20アールという結構大きい数字だと思うんですけども、この面積だと2.6ヘクタール。自分の推計では、1.3ヘクタールから2.6ヘクタールぐらいが、ある程度この災害の危険地域に指定されてるのかなというふうに感じました。

お話ししたいことは、県の場合に農振農用地を外してくれという、必ず代替地を出せと言うんですよね。仮にこれ2.6ヘクタール外したとしたら、新しく農振農用地を入れてくれというふうな論法できます。このことについて、私はすごい厳しいと思います。松田地区、神山地区については皆さん御存じのようにミカンです。昭和…平成のおしまいです。平成のおしまいから、昭和の前半に、松田山地区のミカンは植栽されました。それですごいお金になって、よ

いということで、昭和30年代から40年代、47年のミカン暴落までは本当にお金のなる木、そのようなことだったので、昭和44年に制定された農振農用地に関する法律、これで農用地に指定されてます。ここで言いたいのは、それからなんですよね。ミカンが暴落して、少子高齢化になって、今、町長からも冒頭お話ありましたけれども、ヤマビル、シカがヤマビルを農地の中に運んでしまう。イノシシ、シカの被害。そういったことで、非常に農業をやる環境は厳しくなっていると。実際にこういった指定されたところは、ここにも私書いたように、かなり荒廃が進んでると思います。

そこで担当課長にちょっとお伺いしたいんですけども、現場、13か所、松田地区あるという話だったんですけど、現場見に行かれたかどうかというのが一点です。もし行かれた場合に、この荒廃の段々畑…ごめんなさい。段々畑、農振農用地の指定予定の畑がどのような状況だったのか、これについてお願いいたします。

観光経済課長      ただいまおっしゃられた現場につきましては、今回警戒の区域とですね、農用地、ラップしている箇所について、現場を全部は見れておりませんが、3か所程度確認してございます。見た中ではですね、やはり農地としての活用は非常に難しく、荒廃化、いわゆる山林に近い形でございました、はい。

5 番 田      代      今、荒廃化で山林に近い、まるっきり違う言葉です。山林は管理されてるものです。荒廃化、荒廃地は、もう本当に雑木、葛葉、つるじゃない全然もう畑の様をなしてない。まるっきり反対の言葉を言ってますけど、もう少し、3か所見ていられたら、具体的に3か所について回答をお願いします。

観光経済課長      すみません、言葉を間違えておりました。荒廃化と申ししたのは、その斜面が非常に厳しい中で、今おっしゃった雑木等がやはりある状況ということでございます。すごい分け入ってですね、中まで見切れてないので、中には森林として耐え得るような状況の場所もあったように思います。以上です。

5 番 田      代      私が感じる中では、荒廃化した場所、荒廃地になってしまった場所、山林になってる場所、あとは農地で何とか維持してる、これは非常に少ないと思うんですけれども。あとはクヌギ畑ですか、クヌギを植えた、その4種類ぐらいかなというふうに感じております。

ここで一つね、今、山林という言葉が出たのでお伺いしますが、私が認識してる限りでは、農振農用地は山林に転用できません。今、現況を見られたということで、山林になってるところがあると。私も松田地区の松田山で、何か所かそういうところは、ここは元農地だな、農振農用地だなと思いながら、山林になってるところを認識してます。この場合、この山林については、農地ではなく山林になってしまったので、非農地証明願、これを農業委員会に出した場合に、農転の許可ができて、山林への地目変更登記ができるかできないか、これについてお答え願います。

観光経済課長      ただいまの御質問でございます。農振地域内の農用地と指定されてる場所が、現況山林であって、非農地証明を出された場合にあって、農用地を山林として認めることはできません、はい。

5 番 田 代      以上につきましては、これから町長に質問する内容の前段ということで、課長ありがとうございました。

町長にこれから要望させていただきます。農振農用地、この解除というのは、農家にとってすごい厳しい法律です。農振農用地、本当にね、ここに町長の回答にも書いてあるんですけれども、簡単にはできません。ただ、今回県知事が、農振農用地に今度は土砂災害警戒区域の指定を行うと。だから解除は無理なんだよという回答なんですけれども、基本的にはやはり農振農用地には指定しないと、両立しないというふうな判断ということがありますのでね、今回、先ほどもお話ししたように、多分松田地区で1.3ヘクタールから2.6ヘクタールぐらいではないかと推計します。それに対して農振の面積が43.6ヘクタールです。本当に1割にも満たない数字ですので、この辺について、代替地を出す代わりに解除するということはあるんですけれども、これについては何とかならないのかなというふうに感じます。今の件に関して、町長の見解をお願いいたします。

町 長      今、御質問いただいて、ありがとうございました。これはやっぱりあれですよ、縦割りの弊害じゃないかというふうに思ってます。今の知事はですね、やっぱり「いのち輝くマグネット神奈川」ということで、やっぱり人の命というものにすごく趣を置いていただいています。それはその、命を守るためにも、当

然経済も回らなきゃいけないということもありますし、その経済を回すための一次産業も、やっぱり力を入れていきたいというふうなこともございます。ですので、やっぱり現状を、この間のヤマビルの話を見てもらって、現状を感じてもらったら、そこで動いてくれるというのは今の知事のいいところなので、まさにおっしゃられたところ、現状こういうようなことで、各市町も同じような思いがあるということを、農業関係だけに言ってしまうと、そこでどうかするとストップしちゃう可能性もありますから、まとめてですね、知事に直接要望等々をしながら、現実を知っていただくというふうな行動はとってまいりたいというふうに考えてます。以上です。

5 番 田 代 先ほど町長の行政報告の中で、県議団、または政党要望、これを5点ほどさせていただいたと。その後に足柄上地域での首長さん、市長、町長と知事との懇談会、そのときに再度、町長から自分の言葉でお話しされたと。この手法をぜひとっていただきたいと思います。極端に言うと、町名は伏せますけれども、平らな農地を持っている、水田で合理化ができて、農業を継承する農業振興、農振農用地と、例えば山林を抱えてる、山を抱えてる山岳地帯の農地、松田で言えば寄と松田地区なんですけど、それ以外にやっぱりお隣とかそういったところ、または旧津久井郡のあたりはね、かなりこういった急傾斜地に農振農用地が指定されてるというのがあります。

冒頭お話ししたとおり、課長とのやり取りでお話ししたとおり、昭和44年の法律なんですよ。農道を整備しよう、農業振興していこう。そのためにはどのくらいの農用地があるんだよ。これだけあるから、ここを整備しようという、よいときの時代なんです。それが、時代が変わって、今、こういうふうになってしまった。少子高齢化で、山岳地帯の農業というのは本当に厳しいということですのでね、今回、先ほどの町長の話と同様に、要望で文書を出していただく。そのときに、同じような悩みを掲げる市長さん、町長さん、村長さんと連携して、これをやっていただくと。なおかつ、地域懇談会、または全体の懇談会、知事さんとお話しされるときに、知事が許認可を両方持つてるわけですから、何とかこの辺について、代替ではなくて面積が少数であれば、定期管理のときに落とさせてもらう。5年に1回の定期管理まで、やはりそういう事前

の運動をして、ぜひ荒廃地をなくして、災害に強い広葉樹を植えてほしいと私は思いますが、これに関して町長、総括で回答をお願いいたします。

町 長 結果的にはやっぱり住んでる方々の、やっぱり命を守るということは、総括的には必要だというふうに思ってます。ですから、そういったところをやっぱり現実を知ってもらうという行動を、我々がしっかりとやっぱり動かなきゃいけないというのも認識しております。おかげさまで、知事とも直接話ができるような関係が長い、長くいるとそういうような関係ができつつありますので、引き続きですね、その辺を生かして意見を述べてまいりたいというふうに考えてます。以上です。

5 番 田 代 特に松田山は、住宅の背後にあります。それが土砂崩れした場合に、前回の津久井がそうだったんですけど、中央高速を乗り越えてきてるんですよね。ですから、やはり住民の命を守る。それとやはり先祖、先輩たちが代々守り続けてきた山を守ると。この2点から、今、町長前向きに回答いただきましたので、ぜひ強く要望していただくようお願いして、私の一般質問を終わります。終わります。

議 長 以上で受付番号第1号、田代実君の一般質問を終わります。

暫時休憩します。10時15分から再開します。

(10時04分)